法律

裁判所法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年四月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十三号

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「（修習専念資金の貸与等）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二　（修習給付金の支給）　司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払つている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。

移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。

前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「（罷免等）」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「、最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

附則第四項及び第五項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3　新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4　新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

5　前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

法務大臣　金田　勝年

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年四月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十四号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　基本方針（第四条）

第三章　都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画（第五条―第七条）

第四章　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

第一節　登録（第八条―第十五条）

第二節　業務（第十六条・第十七条）

第三節　登録住宅に係る特例（第十八条―第二十一条）

第四節　監督（第二十二条―第二十四条）

第五節　指定登録機関（第二十五条―第三十七条）

第六節　雑則（第三十八条・第三十九条）

第五章　住宅確保要配慮者居住支援法人（第四十条―第五十条）

第六章　住宅確保要配慮者居住支援協議会（第五十一条・第五十二条）

第七章　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策（第五十三条―第五十七条）

第八章　雑則（第五十八条―第六十条）

第九章　罰則（第六十一条―第六十四条）

附則

第一章　総則

第一条中「低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）」を「住宅確保要配慮者」に改め、「関し、」の下に「国土交通大臣による」を加え、「その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を」を「、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について」に、「を図り」を「に関する施策を総合的かつ効果的に推進し」に改める。